

学 則

京都文化日本語学校

京都文化日本語学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、日本語を母語としない者に対する日本語教育を行い、文化・学術の研究・修得に必要な日本語能力の育成を図り、もって相互の社会、文化の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、京都文化日本語学校という。

(位置)

第3条 本校は、京都府京都市左京区北白川瓜生山2番地116号に置く。

(自己・点検評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 学 科、 修 業 年 限、 収 容 定 員 及 び 休 業 日

(学科、修業年限、収容定員)

第5条 本校の学科、修業年限、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

学科名	修業年限	入学定員	総定員	クラス数	備考
総合日本語学科 A	2年	80名	160名	8	4月入学(昼間)
総合日本語学科 B	2年	80名	160名	8	10月入学(昼間)
計		160名	320名	16	

(学期)

第6条 本校は、4月1日及び10月1日に始まり、3月31日及び9月30日に終わる。

2 1年を分けて次の学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏季休業 7月第3週から8月第3週まで

(4) 冬季休業 12月第3週から1月第2週まで

(5) 秋季休業 9月第4週から2週間

(6) 春季休業 3月第3週から2週間

2 前項の規定にかかわらず、校長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

第3章 教 育 課 程、 授 業 時 数、 学 習 の 評 価 及 び 教 職 員 組 織

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、45分とし、1年間に履修させる授業時数は760時間以上、卒業までに履修させる授業時数は1,520時間以上とする。
- 3 上記のほか、必要に応じ自由選択科目を設けることができる。但し、前項の授業時間数には算入しない。

(教育の提供方法)

第9条 本校は、生徒、企業、関係行政機関その他の関係者の要望に適切に対応するため、生徒の目的及び目標に応じ、当該生徒が在籍する教育課程を構成する授業科目またはその一部を除いて体系的に編成したコースを提供することを基本とする。この場合において、生徒が、教育課程を構成する授業科目をすべて受講し、当該教育課程全体を受講することを妨げない。

- 2 コースの収容定員は、第5条の表の第4欄に掲げる総定員数の内数とする。

(クラス編成)

第10条 クラスは、同時期に同一の教育課程またはコースを受講する生徒を、20名以下ごとに分けて編成する。

(始業及び終業)

第11条 授業の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜日
2年課程	昼間	9時00分	17時00分	月～金

(学習の評価)

第12条 授業科目の成績評価は、試験の成績、学習態度、出席状況等を総合して決定し、4段階評価とする。

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員15名以上(うち専任7名以上)
 - (4) 生活指導担当者(3名以上)
 - (5) 事務統括責任者
 - (6) 事務職員3名以上(うち専任2名以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 4 専任教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(専任会議)

第14条 職務の円滑な執行に資するため、専任会議を置く。

(専任会議の構成)

第15条 専任会議は、校長、教務主任、事務局長、事務局課長、専任教職員をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、専任会議が必要と認めるときは、専任会議に非常勤の教員を加えることがある。
- 3 専任会議は校長が主宰する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第16条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者

(入学時期)

第17条 本校への入学時期は、4月及び10月とする。

(入学志願手続)

第18条 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第28条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

(入学手続)

第20条 本校に入学を許可された者は、指定期日までに必要な書類を提出するとともに、第28条に定める入学金、授業料等を納付しなければならない。

(編入学)

第21条 本校への編入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めるときに、選考の上許可することができる。

(休学・復学)

第22条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、1か月以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとするときは、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第23条 転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第25条 第12条に定める授業科目の成績評価に基づいて校長は課程修了の認定を行う。

2 校長は、修業年限以上在学し、本校所定の課程を修了した者に対して第1号様式による卒業証書を授与する。

(褒賞)

第26条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒)

第27条 生徒が、本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき等において教育上必要と認められるときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒の種類は、訓告、及び退学の二種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣悪で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第28条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

(1)	入学検定料	20,000円
(2)	入学金	100,000円
(3)	授業料	1,480,000円
(4)	施設費	140,000円
(5)	実習費	74,000円

(納入)

第29条 生徒が、在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の事由があるとき、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を減免することがある。

(滞納)

第30条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのないときは、校長は生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第31条 すでに納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

2 特別な事由のあるとき、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、入学金、授業料、施設費、実習費を返還することがある。

第6章 雑 則

(健康診断)

第32条 健康診断は、毎年2回、別に定めるところにより実施する。

(寄宿舎)

第33条 寄宿舎に関する事項は別に定める。

(細則)

第34条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成16年4月1日から施行する
2. この学則は平成17年4月1日から施行する (授業料等)
3. この学則は平成20年4月1日から施行する (位置)
4. この学則は平成22年4月1日から施行する (定員)
5. この学則は平成26年4月1日から施行する (位置)
6. この学則は平成27年4月1日から施行する (学費)
7. この学則は平成29年4月1日から施行する (学費)
8. この学則は平成31年4月1日から施行する (教育課程等)
9. この学則は令和6年4月1日から施行する (学費)
10. この学則は令和7年4月1日から施行する (教育の提供方法等)